

宇都宮共和大学の目的に関する内規

第1条 宇都宮共和大学学則第1条第1項に定める人材の養成及び教育研究等に関する目的は、この内規の定めるところによる。

第2条 シティライフ学部の人材の養成及び教育研究等の目的は、第3条及び第4条に定めるところとする。

第3条 シティライフ学部で養成する人材は、生活者の視点を踏まえつつ、都市の全体像との関連の中で判断することのできる専門家である。「都市の経済と経営」「都市づくり」「都市の社会と生活」という3つの観点から総合的に都市を把握することを重視し、都市生活者と直接かかわる場面で活躍し、都市生活を支えている様々な組織で貴重な戦力になることが期待される人材を養成する。

第4条 シティライフ学部は、前条の人材を養成するため、以下に掲げる「4つの能力」の育成を教育目標とする。これらの能力は、相互に関連しており、4つの能力を身に付けることにより総合力が発揮できることを目指している。

- 一 社会に対する幅広い関心と知識を有し、多様な人々とコミュニケーションをとれる能力を育成する。
- 二 基本的な知識を習得するとともに、様々な情報を収集・整理・創造できる能力を育成する。
- 三 社会生活の場である都市に生起する諸課題を比較検討、分析するとともに、具体的な課題に対する解決策を考える能力を育成する。
- 四 社会的な存在である大学の役割を踏まえて、市民、自治体、企業との多面的な社会ネットワークづくりに貢献できる能力を育成する。

第5条 子ども生活学部の人材の養成及び教育研究等の目的は、第6条及び第7条に定めるところとする。

第6条 子ども生活学部で養成する人材は、子どもの心身の発達と子どもの生活について、子どもが育つ家族や家庭生活、地域の自然環境、社会環境とのかかわりから、総合的、体系的にとらえて、子どもの立場に立って、子どもの健康で豊かな発達を支えることのできる専門家である。育ちつつある幼い子どもを大切にし、生活主体としての子どもが生き生きと育つことができるよう、総合的な視野と見識から子どもを見守り、育てることができる能力を持った人材を養成する。

第7条 子ども生活学部は、前条の人材を養成するため、以下に掲げる「5つの能力」の育成を教育目標とする。

- 一 子どもと共に生活を創る人として、子どもの生活の安全に配慮し、豊かな生活・保

- 育環境を創ることのできる能力を育成する。
- 二 子どもや保育者、同僚とのコミュニケーション力、積極的に他者と関わる意欲と資質を育成する。
 - 三 子どもの成長・発達に関わる専門職としての知識・技能を磨き、子どもが主体となる生活や社会を創り出す能力を育成する。
 - 四 子どもに関連する得意な分野の専門性を深め、様々な場で、子どもを豊かに育てる力を育成する。
 - 五 理論を応用する実践力と実践を振り返り洞察する力を育成する。

附 則

この内規は、平成29年11月1日から施行する。